

漏水は毎月チェックし早めの発見を

水道メーターより宅内側で漏水が発生した場合、水道料金はおお客様のご負担になります。なお、地下等で発見がむずかしい漏水は、水道料金の一部が軽減対象となる場合があります。早期発見のため定期的に水道メーターの確認をお願いします。



水道メーター パイロット



確認方法

- ①すべての蛇口を閉める
- ↓
- ②水道メーターのパイロットを確認する
- ↓
- ③パイロットが回転していれば漏水の可能性あり
- ↓
- ④漏水の修繕は、行田市指定給水装置工事業者に依頼
(修繕費用は全額お客様負担です)

水道メーターの交換にご協力を

水道課では、計量法に基づき検定を受けた月から8年以内に水道メーターを新しいものと交換しています。

該当するご家庭には、事前に「水道メーター交換のお知らせ」を郵送し、水道課から委託を受けた行田市水道工事業協同組合に加盟する工事店が交換に伺います。

作業中は一時的に水が使えなくなりますので、ご協力をお願いします。

水道メーターの検針にご協力を

検針員が2ヶ月に1度、水道メーターの検針に伺います。水道メーターの検針は、お客様がご使用になった水量を正確に計量し、水道料金を計算する大切な作業です。検針を正確に効率よく行えるようご協力をお願いします。

- ・メーターボックスの上に、車や物等を置かないください。
- ・メーターボックスの中は、ときどき掃除しておきましょう。
- ・家の増・改築の際、メーターボックスは屋外の検針しやすい場所に移設してください。なお、工事は、指定給水装置工事業者へご依頼ください。
- ・ペットは、出入り口やメーターボックスから離れた所につないでください。



水道だより

第49号

令和6年2月1日発行

行田市都市整備部上下水道経営課 行田市大字前谷1番地1 ☎553-0131
ホームページ<https://www.city.gyoda.lg.jp/>



水道管の凍結にご注意を!

寒い朝は水道管も凍えます 水道管に冬の装備を

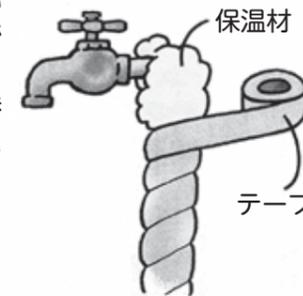
気温がマイナス4度以下になると、防寒の不十分な水道管は凍ったり、破裂したりします。

注意

- 屋外でむき出し
- 建物の日陰
- 風当たりの強いところ

防寒のしかた

- 蛇口付近が破裂しやすいので、保温材(毛布等)で上まで包んでください。さらにビニール等を巻き、保温材が濡れないようにします。



- メーターボックスの中に使い古しの毛布や布切れなど入れ、そのボックスの上に段ボールなどをのせて保温します。



水道管が凍って水がでないときは?

- タオルなどをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。

※急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので注意しましょう。



水道管が破裂したときは

- メーターボックス内にあるバルブを閉じ、指定給水装置工事業者に依頼してください。

